

名家連ニュース

平成29年10月2日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.486号

事後重症決定後の遡及請求について《前号の続編》

【 既に受給している年金との相殺 】

- ★ 障害認定日請求[遡及請求]が認められれば、C←→D←→E
- ★ うち、D←→Eは、既に事後重症請求で受給済
- ★ 事後重症請求の取り下げでD←→Eを相殺し、差引C←→Dだけ遡及受給可。
- ★ 現在は「事後重症請求」で受給しているので、D以降の受給権がある。



【 今後の支給について 】



- ★ 障害認定日請求[遡及請求]が通らなかったら、いままでどおり変化なし。
- ★ 認定が通ったときは、上述の遡及分が加わるだけで、あとは変化なし。
(= ある月に、遡及分がまとめて振り込まれる)
- ★ すなわち、各偶数月の支給はそのまま続く。

【 取り下げ書が必要(文例は以下のとおり) 】

私は、傷病名 ○○○○○○ で障害基礎(厚生)年金を受給していますが、この度、上記傷病にて障害基礎(厚生)年金を「障害認定日による請求」とするため、障害認定日で障害基礎(厚生)年金が受給できる場合には、現在受給している障害基礎(厚生)年金の取り下げを申し出ます。

【 基本的な提出書類 】

- ★ 事後重症による裁定請求決定後に障害認定日による請求(遡及請求)を行うために必要な書類
 - 1 裁定請求書(必ず「1:障害認定日による請求」とすること!)
 - 2 障害認定日時点の診断書(請求日直近の診断書が不要になる場合もあり⇒後述の「注」)
(障害認定日「初診日から1年6か月経過時」から3か月以内の病状が示されたもの)
 - 3 請求日時点の診断書(窓口提出日の前、3か月以内の病状が示されたもの)
 - 4 年金証書(いま受給している「事後重症請求による障害年金」のもの)
 - 5 取り下げ書(年金事務所に照会して下さい。書類の様式も用意されています。)
 - 6 加算対象者がいる場合は、生計維持を証明できる書類(子、配偶者)



注：障害認定日から1年を超えての請求が遡及請求(障害認定日請求の遡及)で、原則として、上述の「2」「3」の計2通の診断書を必要とします。

しかしながら、最初の事後重症請求のときに、A←→Dの期間に関することが診断書や病歴・就労状況等申立書で記されていますので、年金事務所が認めれば、上述「3」の診断書を要しないことがありますし、病歴・就労状況等申立書の記述もD←→Eの期間に関することを書けば良い、とされることがあります。年金事務所に必ず照会して、その指示にしたがって下さい。